

火災に遭われた方へ

この度は火災の被害を受けられたことについて、心からお見舞い申し上げます。

この手引きは、今回の火災で被害を受けられた方が、一日も早く通常の生活に戻れるよう、火災の後に必要となる手続きをまとめたものです。

全ての手続きについて網羅しているものではありませんが、担当の窓口を記載していますので、まずはそちらにご相談ください。

小山市消防本部

1. 消防署で行う手続き

内容	問い合わせ先
<p>【り災申告書の提出、り災証明書の発行】</p> <p>「り災申告書」は、消防機関が火災による損害状況を把握するために提出してもらうものです。火災原因調査時等に説明しますので、速やか（概ね10日以内）に管轄署所へ提出してください。</p> <p>「り災証明書」は、各種手続きや火災保険を受ける際に必要となる証明書です。申請手続きは小山市消防署が窓口となりますので、事前に連絡したうえで来署してください。その際、本人確認できるものの提示や委任状の提出を求められることがあります。</p>	<p>小山市消防署 指揮調査係 0285-39-6659</p> <p>大谷分署 0285-22-3450</p> <p>間々田分署 0285-45-0009</p> <p>豊田分署 0285-37-0119</p> <p>桑分署 0285-23-3403</p> <p>絹分遣所 0285-49-3119</p>

2. 火災後に必要な手続き（証書類が焼失してしまったとき）

まずは、顔写真入りの身分証明書（例：運転免許証、マイナンバーカード）が手元にあるか確認してください。※多くの再発行手続きに本人確認書類として有効です。

運転免許証を焼失してしまった場合、はじめに再発行手続きすることをおすすめします。そのためには、住民票が必要です。

内容	問い合わせ先
<p>【住民票の交付】</p> <p>火災により本人確認書類が焼失してしまった場合には、必ず事前にお問い合わせください。</p> <p>相談内容をお聞きして手続き方法をお伝えします。</p> <p>住民票交付には手数料がかかります。</p>	<p>市民課 窓口係 0285-22-9405</p>

内容	問い合わせ先
<p>【運転免許証の再発行】</p> <p>保険証、住民票など身分を証明するもの、写真（縦3cm横2.4cmの6か月以内に撮影したもの）が必要です。手数料がかかります。</p> <p>運転免許証センター以外で再発行する場合は、2週間程度かかります。</p>	<p>運転免許証センター 0289-76-0110</p> <p>小山警察署 0285-31-0110</p>
<p>【マイナンバーカードの再発行】</p> <p>本人確認書類と「り災証明書」が必要です。</p> <p>本人確認書類は要件が決められているので、お問い合わせください。</p> <p>※お近くの出張所で手続きできます。</p>	<p>市民課 庶務係 0285-22-9814</p>
<p>【保険証(国民健康保険、後期高齢医療)の再発行】</p> <p>本人確認書類が必要です。手元になれば「り災証明書」で受付ができ、後日郵送されます。</p>	<p>国保年金課 国民健康保険係 0285-22-9414</p> <p>後期高齢者医療係 0285-22-9413</p>
<p>【基礎年金番号通知書、年金証書の再発行】</p> <p>窓口での申請には、本人確認書類が必要です。</p> <p>代理人による申請も可能です。事前にお問い合わせください。</p> <p>※令和4年4月から、年金手帳は基礎年金番号通知書に切り替わりました。</p>	<p>栃木年金事務所 0282-22-4131</p>
<p>【印鑑の再登録、印鑑登録証の再発行】</p> <p>登録してある印鑑を廃止し、改めて登録することになります。</p> <p>本人確認書類と登録する印鑑が必要です。</p> <p>保証人による登録方法や代理人による登録方法もありますので、必ず事前にお問い合わせください。</p> <p>登録と印鑑証明書交付には、手数料がかかります。</p>	<p>市民課 窓口係 0285-22-9405</p>
<p>【通帳、キャッシュカード、保険証書等の再発行】</p> <p>(例) 足利銀行</p> <p>本人確認書類が必要です。「り災証明書」があれば、手数料が無料になります。</p>	<p>※詳しい内容は、ご利用の金融機関、保険会社にお問い合わせください。</p>

内容	問い合わせ先
<p>【車両に関連するもの（廃車手続き）】</p> <p>廃車手続きをすることで、翌年度以降の課税対象ではなくなります。</p> <p>車種によって、問い合わせ先が異なります。</p> <p>(1) 普通車、軽二輪、二輪</p> <p>(2) 軽自動車</p> <p>(3) 原動機付自転車、農耕車、ミニカー等</p> <p>※軽二輪：総排気量 125 cc を超え 250 cc 以下のもの</p> <p>※ミニカー：三輪以上の原動機付自転車で、排気量 20 cc を超え 50 cc 以下（定格出力 0.25kw を超え 0.6kw 以下）のうち、輪距が 50 cm 以上または車室を備えているもの</p>	<p>(1) 佐野自動車検査登録事務所 ヘルプデスク 050-5540-2020 (ナビダイヤル「0」「037」)</p> <p>(2) 軽自動車検査協会栃木事務所 佐野支所 050-3816-3108</p> <p>(3) 資産税課 土地係 0285-22-9436</p>

3. 火災後に受けられる援助

内容	問い合わせ先
<p>【り災ごみの処理】</p> <p>り災ごみは、中央清掃センター等の処理場で処理可能な物について、無料で受け入れます。</p> <p>「り災証明書」を環境課に提出してください。</p> <p>担当職員が現地でり災ごみを確認し、日程や運搬車両を確認した後、り災ごみの搬入を認めます。</p>	<p>環境課 指定袋導入推進室 廃棄物対策係 0285-22-9276</p>
<p>【所得税の減免】</p> <p>り災の程度により、所得税が減免されることがあります。該当するかは、栃木税務署にお問い合わせください。</p> <p>「り災証明書」の提出が必要です。</p>	<p>栃木税務署 0282-22-0885</p>

内容	問い合わせ先
<p>【市税等の減免】 関係条例に基づき、市税等が軽減又は免除される場合があります。</p> <p>「り災証明書」を添付し、納期限までに「減免申請書」の提出が必要です。</p> <p>(1) 市民税・県民税 (2) 固定資産税 (3) 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料</p>	<p>(1) 市民税課 市民税係 0285-22-9424</p> <p>(2) 資産税課 家屋係 0285-22-9434</p> <p>(3) 市民税課 市税管理係 0285-22-9426</p>
<p>【国民年金保険料の免除】 住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受け、保険料の納付が困難となった場合、国民年金保険料の納付が免除される制度があります。</p> <p>対象の範囲や手続き等については、事前にお問い合わせください。</p>	<p>栃木年金事務所 0282-22-4131</p>
<p>【医療費の減免】 国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者</p> <p>火災により、住宅や家財などに被害を受けた場合、医療費（医療機関で支払う一部負担金）が減免されることがあります。</p> <p>「り災証明書」を添付し、「減免申請書」の提出が必要です。</p>	<p>国保年金課 国民健康保険係 0285-22-9414</p> <p>後期高齢者医療係 0285-22-9413</p>
<p>【市営住宅の一時入居】 一時避難所として、市営住宅を利用できる場合があります。所得制限や公募免除などがあるため、担当窓口にお問い合わせください。</p> <p>「り災証明書」の提出が必要です。</p>	<p>建築課 住宅管理係 0285-22-9212</p>